

～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

国家外貨管理局、越境貿易投資の高水準開放試行拡大に向けた通達を公表

国家外貨管理局(SAFE)は 2023 年 12 月 15 日、『クロスボーダー貿易投資のハイレベルな開放の試行拡大に関する通知』を公表しました。昨年 1 月、上海自由貿易試験区(自貿区)の臨港新エリア、広東自貿区の広州南沙新区などに導入された越境貿易投資に係る利便化政策の適用地域を上海市、北京市、江蘇省、浙江省、広東省、海南省全域に拡大し、一部手続きの簡素化に関する内容も盛り込みました。今回の通達は試行地域を拡大しましたが、各地がこれから明確にする、または実務上の扱いが地域によって異なる可能性のある部分も存在するため、今後の実施細則などを引き続き注意深く見守る必要があります。

■ 直近の重要政策

公共政策

- ✓ 政府調達の透明性と効率を更に向上させる関連事項に関する通知
(財政部、23/12/15)

産業政策

- ✓ 『ボイラのグリーン・低炭素化・高度化の発展行動方案』の公表に関する国家発展改革委等の通知
(国家発展改革委員会など、23/12/19)

地方政策

- ✓ 市発展改革委等 5 部門が制定した『上海市が新エネルギー自動車の購入と利用を奨励する実施弁法』の転送に関する上海市政府弁公庁の通知
(上海市政府、23/12/15)



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

国家外貨管理局、越境貿易投資の高水準開放試行拡大に向けた通達を公表

国家外貨管理局(SAFE)は2023年12月15日、『クロスボーダー貿易投資のハイレベルな開放の試行拡大に関する通知』¹⁾(以下、通達)を公表しました。昨年1月、上海自由貿易試験区(自貿区)の臨港新エリア、広東自貿区の広州南沙新区、海南自由貿易港の洋浦経済開発区、浙江省寧波市北倉区などに導入された越境貿易投資に係る利便化政策²⁾の適用地域を上海市、北京市、江蘇省、浙江省、広東省、海南省全域に拡大し、一部手続きの簡素化に関する内容も盛り込みました。

今回の通達は第20回党大会や中央金融工作会議の方針を着実に実行するためのものであり、越境貿易投資の利便性を更に向上させる一環となります。通達は同日より実施します。

通達の主な内容については、以下図表1をご参照ください。

【図表1】通達の主な内容

| 項目 | 主な内容 |
|-----------------------------|---|
| ① 経常項目外貨資金収支の更なる利便化 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 試行地域における条件を満たす、コンプライアンス基準に適合する銀行(以下、法令順守銀行)は「顧客を理解する」「業務を理解する」「審査の職責を尽くす」という業務展開の原則に基づき、優良企業に対し、経常項目の外貨収支業務手続を試験的に実施することが可能である。1件当たり5万米ドル相当金額以上のサービス貿易などの外貨支払い業務について、「サービス貿易等項目の対外支払い税務届出表」の事後照合を認める。 |
| ② 銀行による新型国際貿易決済業務の最適化の支持 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 試行地域の法令順守銀行は金融サービスを開発し、優良企業の真実的、適法な新型国際貿易³⁾に係る外貨収支業務を自ら実施することを奨励する。 |
| ③ 貿易収支の相殺差額決済の適用範囲の拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 試行地域の優良企業が同一の海外取引相手と特定の経常項目外貨業務を展開する際、試行地域の法令順守銀行はリスクがコントロールできることを前提に、当該企業に対し、相殺差額決済(ネッティング)を実施することが可能である。 |
| ④ 期限超過など貨物貿易における特殊外貨払戻に登記不要 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 試行地域の法令順守銀行は優良企業に対し、貨物貿易における特殊外貨払戻業務を直接実施することが可能であり、当該企業は事前に外貨局(SAFEの各地支局)にて登記手続を実施することが不要となる。 |
| ⑤ サービス貿易における立替・分担業務管理の最適化 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 試行地域の優良企業と海外の関係会社との間に発生した12カ月超のサービス貿易項目の立替・分担業務、関係性のない海外会社との間に発生したサービス貿易項目の立替・分担業務について、試行地域の法令順守銀行は真実性、妥当性を審査した上で、関連手続を実施する。 |
| ⑥ 外商投資企業による中国本土での再投資に登記不要 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 外商投資企業が中国本土で再投資を行う際、投資先企業もしくは持分譲渡側が試行地域に登記した企業であれば、国内再投資を受ける登記手続を行うことは不要となる。 |
| ⑦ ファイナンスリース会社の外債枠の子会社への適用 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 試行地域における条件を満たすファイナンスリース会社の外債枠は傘下のSPV(特別目的事業体)にも適用する。 |
| ⑧ 銀行による一部の資本項目外貨登記手続の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 試行地域における条件を満たす非金融企業の外債借入、海外上場については、直接銀行にて登記手続を実施することが可能である。 |

(通達に基づき、中国アドバイザー一部作成)

¹⁾ 中国語原文は下記のURLよりダウンロードできます。

<http://www.safe.gov.cn/safe/2023/1215/23626.html>

²⁾ 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第591号をご参照ください。下記のURLよりダウンロードできます。

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0643-XF-0105.pdf>

³⁾ 越境ECやオフショア貿易、デジタル貿易、保税メンテナンスなど。

また、通達は、「試行地域の SAFE 支局は本通達に基づき、業務実施細則を制定し、上記業務の事後監督管理と検査を強化し、銀行、企業がコンプライアンス基準に適合する業務を展開するよう指導しなければならない」としました。今回の通達は試行地域を従来から拡大しましたが、法令順守銀行の認定条件と優良企業の標準など、各地がこれから明確にする、または実務上の扱いが地域によって異なる可能性のある部分も存在するため、試行地域の SAFE 支局が今後打ち出す実施細則などを引き続き注意深く見守る必要があると思います。

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

公共政策

政府調達の透明性と効率を更に向上させる関連事項に関する通知

(原文: 关于进一步提高政府采购透明度和采购效率相关事项的通知)

財弁庫 [2023] 243 号

財政部 2023 年 12 月 15 日公表

【主要内容】

- 財政部は12月15日、国際標準に合わせたビジネス環境の創出、政府調達の透明性と効率の更なる向上を図る通達を公表した。通達は同日より実施する。
- 政府調達契約の変更情報の公開を推進する。政府調達契約の双方は無断で契約を変更してはならず、政府調達法に基づき政府調達契約の内容を変更する必要がある場合、調達者は契約変更日から2執務日以内に省級以上の財政部門が指定したメディアに政府調達契約の変更公告を掲載しなければならない。国家秘密、営業秘密に係る情報及びその他の法により公開してはならない情報を除く。
- 調達者、調達代理者は、政府調達法、政府調達法实施条例及び『政府調達情報発布管理弁法』などに基づき、落札・成約結果の情報公開を着実に実施する。
- 調達活動の電子化を推進する。省級の財政部門は統一した規範と技術標準に基づき、当地の政府に電子化政府調達プラットフォームを構築するよう指導する。そのプラットフォームは利用者がサプライヤーの情報を把握しやすくするため、登録サプライヤーの検索機能を完備しなければならない。
- 調達者は、政府調達法の関連規定に従い、落札・成約通知書を発送した日から30日以内に、落札・成約サプライヤーと政府調達契約を締結しなければならない。調達者が不可抗力により契約締結を遅延する場合、不可抗力事由が終了した日から7日以内に契約締結を完了しなければならない。調達者が内部手続きの最適化を通じ、契約締結期間を更に短縮することを奨励する。
- 調達者は『政府調達における平等な競争の促進、ビジネス環境の最適化に関する通知』（財庫 [2019] 38号）の関連規定を着実に実行し、政府調達契約に資金の支払い方法、期限と条件を約定し、支払い遅延の違約責任を明確にしなければならない。前払金に関する約款がある場合、調達者が前金払の割合を契約金額の3割以上に引き上げることを奨励する。契約に約定した支払条件を満たす場合、調達者は原則としてインボイスを受け取ってから10執務日以内に資金を契約に約定したサプライヤーの口座に支払わなければならない。調達者が内部手続きの最適化を通じ、インボイスを受け取ってから1執務日以内に資金の支払を完了することを奨励する。
- 政府調達活動に対する融資を支援する。銀行との政府調達情報の共有を積極的に推進し、銀行が政府調達契約に基づき落札・成約サプライヤーに融資を提供することを支持する。関連融資業務について、オンラインでの申請、審査、資金引出など全てのプロセスの電子化を進める。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://gks.mof.gov.cn/guizhangzhidu/202312/t20231214_3922192.htm

産業政策

『ボイラのグリーン・低炭素化・高度化の発展行動方案』の公表に関する国家発展改革委等の通知

(原文: 国家发展改革委等部门关于印发《锅炉绿色低碳高质量发展行动方案》的通知)

发改環資 [2023] 1638 号

国家発展改革委員会など 2023 年 12 月 19 日公表

【主要内容】

- 国家発展改革委員会は市場監督管理総局、工業情報化部、生態環境部、国家エネルギー局と連名で、ボイラのグリーン・低炭素化・高度化を促すための活動方案を公表した。同方案は、25年と30年までの目標を示した上、具体的な取り組み内容なども明記した。
- 方案は、「ボイラは、電力、熱供給、石油化学、化学工業、鉄鋼、非鉄金属などの業界に広く応用さ

れている。現在、国内各種のボイラの年間エネルギー消費量は約20億TCE（標準石炭換算トン）で、炭素排出量は全国の炭素排出総量の40%を占めている。ボイラは国内でエネルギー消費量と炭素排出量が最も多いエネルギー消費設備となる。一部の工業部門と発電所のボイラシステムのエネルギー効率、炭素排出と汚染物排出の抑制レベルは依然として向上の余地があり、省エネ・低炭素化に向けた設備改造の潜在力が大きい」と指摘した。

- 今後の目標について、25年までには、工業ボイラ、発電所ボイラの運転時の平均熱効率率は21年よりそれぞれ5ポイント、0.5ポイントを高め、石炭火力発電所ボイラは全面的に超低排出を実現することを目指す。この他、石炭燃焼小型ボイラの淘汰に積極的な進展を遂げ、廃棄ボイラの規範化処理と回収利用レベルを着実に向上させることも目標に掲げた。
- 30年までには、工業ボイラの熱効率は21年より3ポイントを高め、新設大型発電所ボイラの安定燃焼できる最低負荷は発電所の最低出力基準を満たし、既存の石炭火力発電所ボイラの省エネ・低炭素化・柔軟性向上の改造は積極的な進展を遂げることを目指すとしている。
- また、方案はボイラ的设计と生産工程の改良、新設ボイラのハードル引き上げ、環境配慮型ボイラの応用普及、既存ボイラの改造、廃棄ボイラリサイクル活動の規範化などの面から、今後の具体的な取り組みを示した。
- 新設工業ボイラ(10t/h以下)は優先的に蓄熱式電気ボイラ、凝縮式ガスボイラを採用する。ガスボイラが全面的に低NOx燃焼技術を採用することを推進し、排ガス温度を厳格に制限し、非凝縮式ガスボイラの販売を適時に禁止する。
- 資源賦存など当地の状況に応じ、電気ボイラや太陽熱を利用した蓄熱式ボイラ、余熱ボイラ、バイオマスボイラを優先的に採用する。発電所ボイラにCCUS(二酸化炭素回収・有効利用・貯留)システムの併設を奨励する。
- 小型発電所ボイラと稼働時間15年超の老朽化した工業ボイラの淘汰を段階的に推進する。25年までに、微小粒子状物質(PM2.5)に係る環境基準を達成していない都市では10t/h以下の石炭ボイラ、重点地域及び東北地域などでは35t/h以下の石炭ボイラを基本的に淘汰する。
- 25年までに、重点地域に残った石炭ボイラ、その他地域の65t/h以上の石炭ボイラは超低排出を実現する。
- この他、設備更新と技術改良に対する金融支援と省エネ・低炭素化関連技術の研究開発の強化、熱効率やエネルギー効率、炭素排出量の算定、カーボンフットプリントの評価などに関する標準の整備にも言及。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202312/t20231219_1362772.html

地方政策

市発展改革委等5部門が制定した『上海市が新エネルギー自動車の購入と利用を奨励する実施弁法』の転送に関する上海市人民政府弁公庁の通知

(原文: 上海市人民政府办公厅关于转发市发展改革委等五部门制订的《上海市鼓励购买和使用新能源汽车实施办法》的通知)

滬府弁規 [2023] 25 号

上海市人民政府 2023 年 12 月 15 日公表、2024 年 1 月 1 日実施

【主要内容】

- 上海市人民政府は上海市発展改革委員会、上海市経済情報化委員会、上海市商務委員会など5部門が共同で制定した『上海市が新エネルギー自動車の購入と使用を奨励する実施弁法』を転送、公表した。今回の実施弁法は、今年年末まで期限になった21年版を改定したものであり、個人及び企業などによる新エネルギー車の購入(新エネ車用の緑ナンバープレートの付与)に関する要件を若干引き上げた。実施弁法は24年1月1日から24年12月31日まで実施する。公共バスやシャトルタクシー分野における新エネ車は適用対象外とする。
- 個人及び企業(公的機関、事業団体、社会組織を含む。以下同じ)に対し、新エネ車を購入する際、新エネ車用の緑ナンバープレートを無料で付与する優遇策を継続するものの、以下3カ所の見直しを行った。①「上海市居住証」(上海市戸籍を有しない上海在住者に発行。香港特別行政区とマカオ特別行政区、台湾省の住民及び外国籍者を含まず)を持つ者が緑ナンバープレートを申請する際の要件

については、従来の「申請日前24カ月以内に累計で12カ月間の社会保険料または個人所得税を納付」から「申請日前36カ月連続で社会保険料または個人所得税を納付」に変更。②個人が緑ナンバープレートを申請する際の要件については、従来の「個人名義で保有する新エネ車がない」から「個人名義で保有する新エネ車とガソリン車がない」に変更。③企業が緑ナンバープレートを申請する際の要件については、「本市で社会保険料を納付した従業員数が5人超、または申請日前1年以内に本市で納税を続けた」を追加⁴。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.shanghai.gov.cn/gwk/search/content/a6ba145b813e4672948b9627da0ccbad>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。

⁴ 上海市が昨年、プラグインハイブリッド車（PHV）に対する緑ナンバープレートを無料で付与する優遇策を撤廃したことを受け、PHV販売台数は大幅に減少した。PHVは依然として車両購入税（取得税）の優遇策を適用しているが、ナンバープレート優遇策の撤廃は販売に影響を与えるのも事実。ガソリン車用の青ナンバープレートの落札価格は約9万元。